第十二条第一項中「、信用協同組合代理業者」の下に「（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用協同組合電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）を加え、「電子決済等代行業者（信用協同組合代理業者、」を「電子決済等代行業者（」に、「清算人）又は」を「清算人）又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同項第十三号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に改め、同項第十六号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項」を加え、同項第十九号中「第五十二条の四十九」の下に「、第五十二条の六十の十八」を加え、同項に次の一号を加える。

二十　銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二　銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第十二条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　正当な理由がないのに、銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第十三条中「正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二　銀行法第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条中「銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　銀行法第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反して、その名称中に認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二　銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（信用金庫法の一部改正）

第四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二　信用金庫代理業（第八十五条の二・第八十五条の三）」を「第九章の二　信用金庫代理業（第八十五条の二・第八十五条の二の二）　第九章の三　信用金庫電子決済等取扱業（第八十五条の三―第八十五条の三の五）」に、「第九章の三」を「第九章の四」に、「第九章の四」を「第九章の五」に改める。

第八十五条の三を第八十五条の二の二とする。

第八十五条の十二第一項中「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「第八十九条第九項を」を「第八十九条第十一項を」に改め、同項第二号及び第四号ニ中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、同項第八号中「第五項、次条及び第九十四条第二号において」を「第八十九条第十一項を除き、以下」に、「と金庫」を「と金庫関係業者（金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下この号及び第三項並びに次条第四号において同じ。）」に、「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に、「金庫の」を「金庫関係業者の」に改め、同条第二項中「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「第八十九条第九項」を「第五項並びに第八十九条第十一項」に、「）に」を「）又は信用金庫電子決済等取扱業務（信用金庫電子決済等取扱業者が行う第八十五条の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第七項及び第十一項において同じ。）に」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「金庫業務に」を「金庫業務又は信用金庫電子決済等取扱業務に」に改め、同条第三項中「金庫」を「金庫関係業者」に改め、同条第四項中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、同条第五項中「所在地」の下に「、当該指定に係る紛争解決等業務の種別」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る金庫業務及び信用金庫電子決済等取扱業務の種別をいう。次項及び第八十九条第七項において同じ。）ごとに行うものとし、第一項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

第八十五条の十三第四号中「加入金庫」を「加入金庫関係業者」に、「金庫を」を「金庫関係業者を」に改め、同条第五号中「加入金庫」を「加入金庫関係業者」に改める。

第九章の四を第九章の五とする。

第八十五条の十一第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第二項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同条第六項中「第八十七条第三項」を「第八十九条第七項」に、「第八十九条第九項」を「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改め、「読み替えて」を削る。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三　信用金庫電子決済等取扱業

（登録）

第八十五条の三　内閣総理大臣の登録を受けた者は、第八十五条の二第一項の規定にかかわらず、信用金庫電子決済等取扱業を行うことができる。

2　前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一　信用金庫の委託を受けて、当該信用金庫に代わつて当該信用金庫に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ　当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ　為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二　その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用金庫（以下「委託信用金庫」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

（信用金庫電子決済等取扱業に関する特例）

第八十五条の三の二　信用金庫電子決済等取扱業者（前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（5）及び（9）に係る部分に限る。）、ニ（1）、（6）及び（10）に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ（4）から（6）まで（登録の拒否）に該当しない場合には、第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、委託信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）を営むことができる。